

第七十五回
貴族院

委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案
委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案

委員氏名

委員長 子爵秋月 種英君
副委員長 男爵奥田 剛郎君
侯爵井上 三郎君
男爵渡邊 入江 貫一君
山隈 定三君
岩田 宙造君
山上 岩二君

昭和十五年一月十二日(月曜日)午前十時
九分開會
○委員長(子爵秋月種英君) 開會致シマス、
委託サレマシタ本案ニ付キマシテ、一應本
會議デ大臣ヨリ御説明アリマシタノデスケ
レドモ、改メテ此ノ際大體ノ理由ノ御説明
ヲ御願ヒ致シマス
○國務大臣(木村尙達君) 本案制定ノ趣旨
ニ付キマシテハ、本會議ノ際ニ其ノ概要ヲ
申述ベタノデアリマスガ、今回ノ事變ニ
際シマシテ、戰鬪其ノ他ノ公務ニ從事スル
者ガ自カラ戸籍ノ届出ヲ爲スコトガ困難デ
アル爲、其ノ届出ノ委託ヲ爲ス事例ガ少ク
ナイノデアリマス、例ヘバ既ニ事實上ノ婚
姻關係が成立シテ居リナガラ、其ノ届出ガ
未ダ濟ンデ居ラナイ者ガ戰鬪其ノ他ノ公務
ニ從事スルニ當リマシテ、戸籍ノ届出方ヲ

委託シテ置キマンタ處、其ノ届出ノナサレ
ル以前ニ委託者ガ名譽ノ戰死ヲスルニ至ッタ
ト云フヤウナ事例ノアリマスコトハ、既ニ
各位ニ於テ御承知ノ通リト存ジマス、斯カ
ル場合ニ於キマシテ委託者ノ死亡後ト
雖モ、委託ニ基キ有效ニ届出ヲ爲シ得ルモ
ノトスルコトハ本人ノ遺志ニ副フノミナラ
ズ、遺族ノ身分關係其ノ他諸般ノ關係ヲ整
正スルニ必要ナルコトハ申ス迄モアリマセ
ヌ、當局ニ於キマシテハ從來取扱上斯カル
場合ノ届出ヲ受理スルコトニ致シテ居マシ
タノデアリマスルガ、現行法上其ノ效力ニ
付テハ明文ガナク、疑義ノ起ル餘地ガ全ク
ナイトハ申サレナインオデ、明文ヲ以テ委託
者ノ死亡ノ時ニ遡テ效力ヲ生ズル趣旨ヲ
明カニスルコトヲ相當ト認ヌタ次第デアリ
マス、又現行法ニ於キマシテハ、委託ノア
リタル事實ガ果シテ眞實ナリヤ否ヤト届出
ノ際ニ審査スル手續モ備ハシテ居リマセヌ
ノデ、届出ノ正確ヲ期スル爲ニ、裁判所ヲ
シテ其ノ審査ニ當ラシメ、以テ裁判所ノ確
認ヲ得タル上、届出ヲ爲サシムルコトトス
ルコトガ極メテ緊要ナ措置ト考ヘルノデア
リマス、尙一般ニ届出人ノ郵送シタル戸籍
ノ届書ガ届出人ノ死亡後ニ戸籍役場ニ到達
シテ受理セラレル場合モ往々ニシテ起ルノ
デアリマスルガ、此ノ場合ノ届出ノ效力ニ
付キマシテモ、現行法ニ十分ナル規定ガア
リマセヌノデ、前ノ場合ト同様、届出人ノ
死亡ノ時ニ遡テ效力ヲ生ズル趣旨ヲ明カ
ニスル爲、規定ヲ整備スルヲ相當ト認メマシ

テ本案ヲ提出シタノデアリマス、以上ノ外
詳細ノ點ニ付キマシテハ必要ニ應ジマシテ
政府委員カラ十分ニ御説明ヲ致サセルコト
ニ致シマス、何卒十分御審査ノ上、此ノ法
案ノ通過ニ御盡力アラムコトヲ切望スル次
第デアリマス

○委員長(子爵秋月種英君) 御質問ガゴザ
イマンシラ願ヒマス
○男爵奥田剛郎君 同ヒマスガ、参考書類
ニ昭和十二年十二月カラ十四年九月迄ノ間
ニ婚姻ノ届出三百三十一件、出生ノ届出二
百五十九件、養子縁組百八十七件、認知(胎
兒認知ヲ含ム)百八件、是ガ出征軍人、軍
屬ノ委託ニ依シテ本人死亡後ニ届出ラレタ
事件ノ數ニナツテ居リマス、ソレカラ出生
三百二十八件、婚姻百十三件、養子縁組六
十一件、認知(胎兒認知ヲ含ム)二十五件、
是ガ届出書ヲ發送後、受理前ニ死亡シタル
事件總數ニナツテ居リマスガ、是ハドウ云フ
風ニ批ハレテアリマスルモノデスカ

○政府委員(坂野千里君) 是ハ大體一體受
理サレテ居ルノデアリマス

○男爵奥田剛郎君 モウ一點伺ヒマス、第
一條ノ「戸籍届出ノ委託」トアリマス其ノ委
託ニハ、矢張リ正式ノ委任狀ヲ要シマスデ
ス、

○政府委員(坂野千里君) 委託ノアッタコ
トハ必要ナンデアリマスガ、必ずシモ委任
狀ハ要シマスナイト考ヘテ居リマス

○黒崎定三君 只今奥田サンカラノ御質問
ノアリマシタコトニ關聯シマシテ、一ツ御
托ヒシタイト思ヒマス、ソレハ本法施行前
詰リ今日迄御受付ニナリマシタ其ノ事例ノ
實際デスネ、只今局長ノ御讀ニナリマシタ
ズ、處ガ其ノ受理シタモノニ付テ效力ノ問

題ガ、果シテ有效デアルカドウカト云フ問

人トナシテ居リマシタガ、軍人以外ノ軍屬ノ者ニハ先例ハゴザイマセヌデスカ、ソレハ御取扱ニナラナイコトニナシテ居リマスカ

○政府委員(坂野千里君) 只今御尋ノ點、其ノ後、具體的ノ場合ガ出テ参リマシテ、其ノ伺ニ對シテ答ヘテ、受理サシテ居リマス

○黒崎定三君 本法ニ依リマスト委託又ハ「郵便ニ依ル戸籍ノ届出」トナシテ居リマスガ、此ノ戸籍ノ届出事件ニ付イテ届出義務者戸籍法ニ謂フ届出義務者以外ノ者ガ其ノ届出ニ付テ承諾又ハ同意ト云フコトヲ要件トサレテ居ル場合ガアリマスガ、ソレモ是デ適用サレルヤウニ解釋シテ宜シイノデゴザイマスカ、サウ解釋シナケレバナラナイ場合ガ起ラウト思ヒマスガ、趣旨ハサウダラウト私ハ思ヒマスガ、如何ナモノデゴザイマセウカ

○政府委員(坂野千里君) 只今デハ同意ハ申マナイ考デ居リマス

○黒崎定三君 サウ致シマスト、例ヘバ此ノ事例デ認知ノ届出ガゴザイマシタリ、或ハ婚姻ノ届出、縁組ノ届出ニ戸主ノ同意、戸主ガ出征シテ居ツテ委託又ハ郵便ニ依ヅテ承諾書ヲ提出スルコトヲシテ居ツタル時ニハ、是ハイケマセヌカ

○政府委員(坂野千里君) ソレハ要ラナイ積リデ居リマス、代リマシタ戸主ノ承諾書ガ要ルノデアリマス

○黒崎定三君 サウスルト、現在ノ戸主ノ同意、婚姻届出、若シクハ縁組届出ノ效力ガ本法ニ依ヅテ死亡ノ時ニ遡ツテ効力ヲ生ジマスカ、其ノ生ズル時ノ戸主ノ同意ハナクトモ、其ノ效力ヲ生ジタ後ノ戸主ノ同意

デ宜シト云フノデスカ

○政府委員(坂野千里君) サウ云フヤウナ場合ハ考ヘラレナイ

過去ニアリマシタ實績デスネ、其ノ認知ト云フノガゴザイマス、アレハソレニハ該當致シマセヌカ

○黒崎定三君 ソコデ此ノ附則ノ第一項ノ

マセヌ

○黒崎定三君 ソコデ此ノ附則ノ第一

ノ委託ニ依ル届出ト、ソレカラ郵送シタ届出トノ關係デアリマスガ、第四條ニ「届出人ノ生存中」ト云フノガアリマスガ、委託ヲ受ケタ人間ガ郵送シタ場合モ是ハ矢張リ適用アルコト考ヘラレマスガ、マアサウ云フ場合ヲ想像致シマスルカ

○政府委員(坂野千里君) 委託ヲ受ケタ場合ハ入レナイ積リデアリマス、是ハ届出本人ダケヲ入レテ居ル考デアリマス

○黒崎定三君 アア、サウデスカ、分リマシタ

○男爵奥田剛郎君 今ノ委託ヲ受ケタモノノ郵送ハ入ラナイト云フコトデアリマスガ、サウ云フ場合ハ起ラナイデゴザイマセウカ、相當起ルノデヤナイデセウカ

○政府委員(坂野千里君) 起リ得ルカモ知レヌト思ヒマスガ、是ハ非常ニ例外的ナ考デ、非常ニ内輪ニ書キマシタ、成ルタケ實例ガアリマシタノヲ押ヘマシテ、ソレダケノ規定ダケヲ置カウ、斯ウ云フ建前カラ出来テ居リマス

○岩田寅造君 奥田サン、宜シウゴザイマスカ……先刻墨崎サンカラ御尋ニナリマシタ届出ニ對スル同意ノ意思表示ニ關スル點デスネ、是ハ此ノ法案ハ届出義務者ノ爲ス届出ダケヲ目的ニシテ居ルモノデアツテ、同意者ノ爲ス意思表示ハ直接ニハ此ノ法案ハ目的トシテ居ルモノデナイト云フ、サウ云フ意味ニ付テノ御説明デアッタヤウニ思ヒマス、ソレデ私モサウダラウト思フノデアリマスガ、從ツテ同意ト云フコトガ届出ノ或要件ニナツテ居ル場合ニ、其ノ同意ガアルカナイカト云フコトハ、其ノ届出ノ效力ヲ極メル上ニ於テハ關係ヲ持ツコトニナリマスルケレドモ、其ノ同意ノ意思表示自

○政府委員(坂野千里君) サウ云フ積リデ
居リマス

○岩田宙造君 サウ致シマスト、此ノ法律ニ依ヅテ届出ガ受理サレタ場合ニ、先刻黒崎サンノ御尋ニナリマシタヤウニ、同意者が同意ラシテ居ナカツタト云フヤウナ場合ハ、其ノ用意ガ要件ニナツテ居ル届出デアルナラバ、假令此ノ規定ノ適用ガアルトシテモ、モウ其ノ届出ハ其ノ點デ效力ヲ生ズルコトガ出來ナクナルノデアッテ、後ノ同意権利者ノヤウナ者ガ出テ見タ處ガ、後力ソレヲ追及スルコトハ出來ナイコトニナルノデアリマスマイカ

○政府委員(坂野千里君) 大體御意見ノ通リデアリマス

○岩田宙造君 ソレデハ了解致シマシタ、ソレカラモウ一ツ、是ハ文字デアリマスケレドモ、此ノ受理、届出ノ受理ト云フコトガ使ツテアリマス、受理ト云フノハ唯形式上受取ツタト云フダケトハ少シ違ツテ、法律上正當ナモノト認メテ效力ヲ生ゼシム意味デ受取ツタト云フ意味ニ使ツテアルヤウニ思フノデアリマスガ、サウ致シマスト、此ノ附則ノ方デ書イテアリマスル例ヘバ郵便デ郵送シタ場合ニ之ヲ受理シタト云フヤウテ籍吏ハ知ラナカツタケレドモ、届イテ居ツタト云フヤウナ場合ニハ、モウ既ニ此ノ受理セラレタト云フ場合ニ入ルモノト見ルコトガ出來ルノデアリマセウカ、如何デアリマ

○政府委員(坂野千里君) 戸籍吏ガ知ラナ
カツタ場合ハ入ラナイト考ヘテ居リマス、
矢張リ一應届出ノ效力アリトシテ 受取ツタ
場合ノミダト考ヘテ居リマス

○岩田宙造君 サウスルト例ヘバ受付ノ判
ガ押サレテ、戸籍吏ガ一應見テモマダ是ハ
受理スペキモノカドウカ、決定シテ居ナ
カツタヤウナ場合ハ、此ノ受理セラレタ場
合ニハ入ラヌコトニナリマスカ

○政府委員(坂野千里君) 場合ニ依リマス
ガ、色々認定ガ出来ルトハ思ヒマスガ、今
御尋ノコトヲ端的ニダケ見マスト、大體其
ノ場合ハ受理シタモノト考ヘテ宜イノヂヤ
ナイカト考ヘマス、今ノ御尋ノ場合ハ大體
受理デヤナイカト思ヒマスガ、全然戸籍吏
ガ來タコトヲ知ラズニ居リマシタ場合ニハ
受理ニナラヌモノデアルト、斯ウ考ヘテ居
リマス

○岩田宙造君 只今ノ御説明デハアリマス
ガ、私ハ其ノ附則ノ方ニゴザイマス受理ト
云フノハ附則ノ第二項モ末項モ、兎ニ角届
出ガソコニ届イタ、或ハ提出ラサレタ、提
出ノ場合ニハ提出ヲサレタ、ソレカラ郵送
ノ場合ニハ郵便物ガ届イタ、斯ウ解シテ宜
イノデハナイカト思フノデスガ如何デセウ
カ、何モ戸籍吏ノ方ガ主觀的ニ是ハ受理ス
キモノダト云フ積リデ受取ツタト云フ所迄行
カナクトモ、既ニ郵便物ガ届イテ居ルト言ヘ
ト云フコトト同ジ文字ヲ使ツタノガ、ヤカ
バ客觀的ナ事實ダケデ宜イノデアツテ、ダカラ
リマスネ、唯ソコニヤカマシク言フ必要ガ
嚴格ニ言ヘバ四條迄ノ本文ノ方ノ意味ノ受理
ナイカラ使ツテアリマスケレドモ、附則ノ

方ノ受理ト云フノハ、其ノ死亡前ニ……イ
ヤ死亡前デアリマセヌガ、モウ事實本法施
行前ニサウ云フモノガ客觀的ニ出テ居ル、
サウ云フモノヲ皆生カシテヤラウト云フ趣
旨デアリマスカラ、例ヘバ戸籍吏ニ依ッテ
ハサウ云フモノハ無效ダ、無效ト思フカラ
届イテハ居ルケレドモ、自分ハマダ受理ス
ル意思ハナカツタ言ッテモ、マダ現實却下
シテ居ナイ以上ハ假ニ戸籍吏ガサウ云フ
意見ヲ持ッテ居ツタ場合デモ矢張リ附則ニ
依ッテハ助ケテヤル、助ケテヤルト云フ意味
デアッテ、戸籍吏ガ是ハ受理スベキモノダ
ト思ツテ受理シタ場合ダケラ助ケルト云フ
意味デハナイノデハナイデセウカ
○政府委員(坂野千里君) 御答ヘ致シマス、
今御尋ノヤウナ戸籍吏ガ異議ヲ持ッテ居リ
マシテ、到達シテ受理シテ居ラナイ場合ハ
本法ニ入リマシテ本法ノ適用ヲ受ケルト考
ヘマス、此ノ場合ハ本法デ受理スト云フコ
トニナルノデハナイカト考ヘマス
○岩田宙造君 サウ致シマスト、郵便物ガ
本法施行前ニ届イテ居ル、本法施行前ニ届
イテ居ルト云フコトハ、或二ツノ場合ガ
アツテ同ジデアルケレドモ、一ツノ場合ハ
戸籍吏ガ是ハ受理スルト云フ積リデ受取ッテ
居ル、一ツノ場合ハ、戸籍吏ガ是ハ一體受
理スベキモノデアラウカドウカト云フコト
ヲマダ協議中デ受取ツテ居ツタト云フ場合ニ
依ッテハ、附則デ行ク場合ト、本則デ行ク
場合トガアルト、斯ウ云フコトニナルノデ
スカ
マス

角届イテ居ルモノハ附則デ助ケテ行クト云
フ方ガ分リ易イノデハナイカト思フノデス
ガ……

○委員長(子爵秋月種英君) チョット速記
ヲ止メテ……

(速記中止)

○委員長(子爵秋月種英君) 速記ヲ始メ
テ……

○岩田宙造君 私ハ宜シウゴザイマス

○委員長(子爵秋月種英君) 別ニ御質問ゴ
ザイマセヌカ……御質問ゴザイマセヌデシ
タラ今日ハ此ノ程度デ散會致シマシテ、此
ノ次ハ本會議ノアリマス日ノ午後一時三十
分ニ一ツ御集リヲ願ヒタイト思ヒマス、今
日ハ是デ散會致シマス

午前十時四十三分散會

出席者左ノ如シ

委員長

子爵秋月
種英君

副委員長

男爵奥田
剛郎君

委員

侯爵井上
三郎君

入江
貫一君

男爵渡邊
汀君

黒崎
定三君

岩田
宙造君

山上
岩二君

國務大臣

司法大臣

木村 尚達君

政府委員

司法政務次官

星島
二郎君

司法參與官

子爵高木
正得君

司法省民事局長

坂野
千里君